

指定数量の倍数について

1. 指定数量とは

指定数量とは【消防法の適用を受ける基準となる数量】のことを言います。
指定数量以上（指定数量の倍数：1以上）の危険物を許可を得ないで貯蔵・取り扱うことは消防法で固く禁止されています（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金：消防法第41条第1項第3号）。

～身近な危険物の指定数量～	
ガソリン	200リットル
アルコール類	400リットル
軽油、灯油	1,000リットル
重油	2,000リットル
ギヤー油	6,000リットル
動植物油類	10,000リットル

↑
高い
危険性
低い

危険性の高い危険物は、指定数量が少なく定められているんだね！



2. 指定数量の倍数とは

指定数量の倍数とは、【貯蔵・取り扱う危険物の量が指定数量の何倍であるか】を表すもので、「貯蔵又は取り扱う危険物の量」を「その危険物の指定数量」で除することで求めることができます。

1種類の危険物を貯蔵する場合

$$\frac{\text{危険物Aの貯蔵量}}{\text{危険物Aの指定数量}}$$

2種類以上の危険物を貯蔵する場合

$$\frac{\text{危険物Bの貯蔵量}}{\text{危険物Bの指定数量}} + \frac{\text{危険物Cの貯蔵量}}{\text{危険物Cの指定数量}} + \dots$$

2-1. 指定数量の倍数計算（例）

例1) 同一の場所で、灯油を60リットル貯蔵している場合

$$\frac{\text{灯油の貯蔵量 (60ℓ)}}{\text{灯油の指定数量 (1,000ℓ)}} = \underline{0.06}$$

したがって、当該場所での指定数量の倍数は「0.06倍」となります。

例2) 同一の場所で、ガソリンを40リットル、重油を600リットルを貯蔵している場合

$$\frac{\text{ガソリンの貯蔵量 (40ℓ)}}{\text{ガソリンの指定数量 (200ℓ)}} + \frac{\text{重油の貯蔵量 (600ℓ)}}{\text{重油の指定数量 (2,000ℓ)}} = \underline{0.5}$$

(0.2倍) (0.3倍)

したがって、当該場所での指定数量の倍数は「0.5倍」となります。

例3) 同一の場所で、ガソリンを200リットル、軽油を400リットルを貯蔵している場合

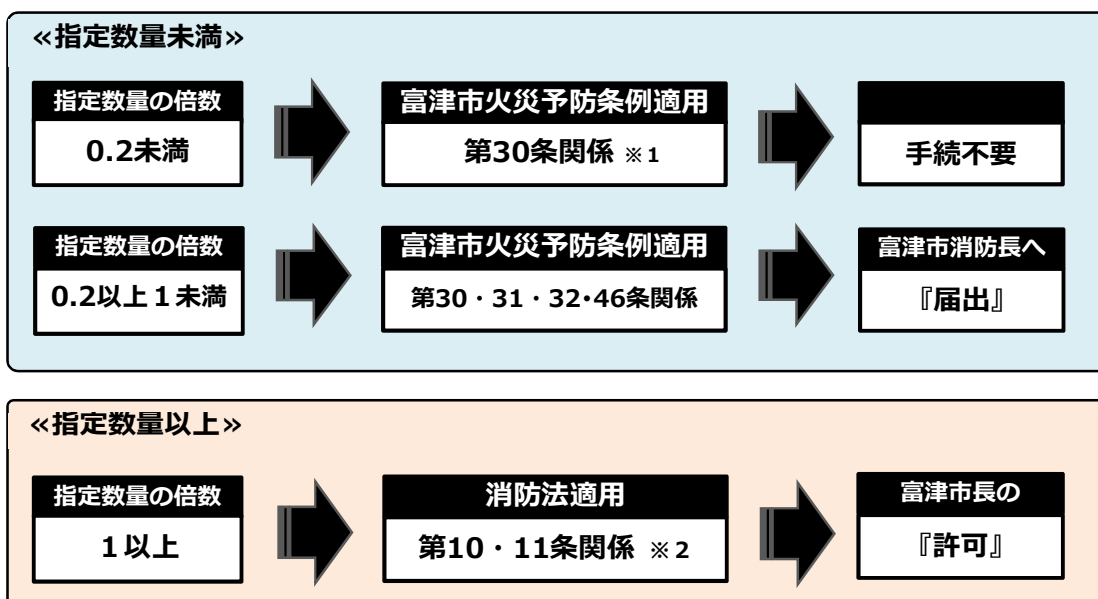
$$\frac{\text{ガソリンの貯蔵量 (200ℓ)}}{\text{ガソリンの指定数量 (200ℓ)}} + \frac{\text{灯油の貯蔵量 (400ℓ)}}{\text{灯油の指定数量 (1,000ℓ)}} = \underline{1.4}$$

(1.0倍) (0.4倍)

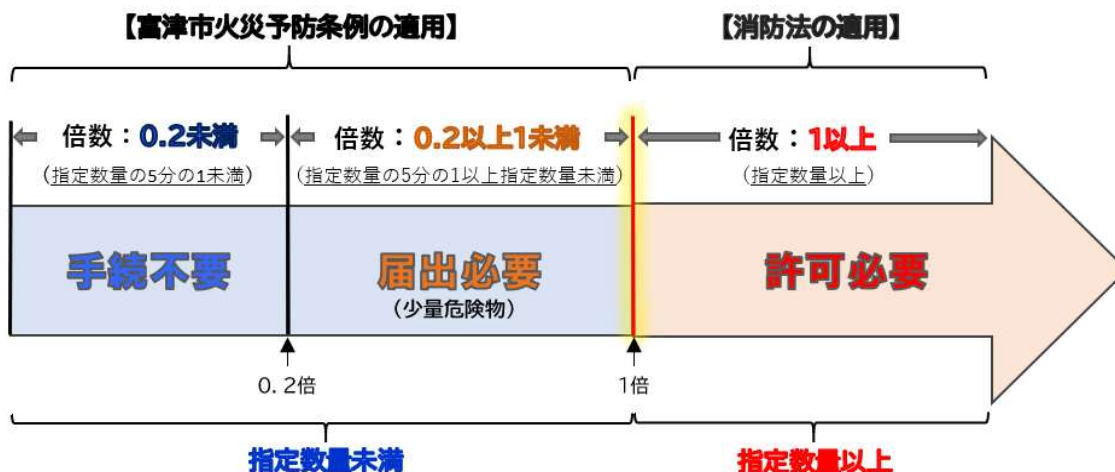
したがって、当該場所での指定数量の倍数は「1.4倍」となります。

3. 適用法令及び手続きについて

適用される法令や必要な手続きは、指定数量の倍数によって異なります。



《イメージ図》



※1 富津市火災予防条例

第30条 — 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの基準

第31条 — 指定数量の5分1以上指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いの技術上の基準等

第32条 — 品名又は指定数量を異にする危険物

第46条 — 指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの届出

※2 消防法

第10条 — 危険物の貯蔵・取扱いの制限等

第11条 — 製造所等の設置、変更等

問合せ：富津市消防本部 予防課予防係
 電話：0439-88-6405
 FAX：0439-88-6500